

## 遺族年金を請求する前にご確認ください — チェックリスト —

同封の「遺族年金の請求・受給権消滅に関する手続きのご案内」2～3頁をご覧ください。

共済会へ遺族年金決定請求書関係書類を提出する際は、以下の事項の確認をお願いします。  
※書類の記入は、万年筆やボールペン等、消すことができない筆記用具を使用してください。

### 《請求書の記入について》

元議員欄（請求書上段）	チェック欄✓
【年金証書番号】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【元議員の氏名（戸籍名）】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【フリガナ】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【死亡日】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>

請求者欄（請求書中段）	チェック欄✓
【請求日】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【請求者の氏名（戸籍名）】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【フリガナ】の記載はありますか。 ※氏名のフリガナは、金融機関の口座の届出のとおり記入してください。	<input type="checkbox"/>
【押印】をされましたか。	<input type="checkbox"/>
【性別・生年月日】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【元議員との続柄】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【後順位の有無】の記載はありますか。 ※遺族年金を請求できる方については、「遺族年金の請求・受給権消滅に関する手続きのご案内」2頁をご覧ください。	<input type="checkbox"/>
【連絡先】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【住所】の記載はありますか。 ※住民票上の住所をご記入ください。	<input type="checkbox"/>

年金受取金融機関欄（請求書中段）	チェック欄✓
【銀行名・支店名】の記載はありますか。 ※同封の「ゆうちょ銀行で年金をお受け取りになる場合（リーフレット）」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
【預金種目】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【口座番号】の記載はありますか。 ※右詰で記入してください（7桁未満の場合は左の空欄に「0」を記入してください。）	<input type="checkbox"/>

年金証書の添付欄（請求書下段）	チェック欄✓
年金証書の添付がない場合は、紛失の理由の記入及び請求者の【署名・捺印】をされましたか。	<input type="checkbox"/>

※遺族年金を請求する場合は、支払未済の給付の請求者は遺族年金請求者に限ります。↓

支払未済の請求欄（請求書下段）	チェック欄✓
請求者の【署名・捺印】をされましたか。	<input type="checkbox"/>

### 《添付する戸籍等について》

請求者の現在の戸籍謄本を添付する場合	チェック欄✓
請求者の【現在の戸籍】となっていますか。	<input type="checkbox"/>
請求者の【戸籍謄本】となっていますか。 ※戸籍謄本：戸籍の右上に「全部事項証明」と記載されています。	<input type="checkbox"/>
※退職年金受給者の【死亡年月日】が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
※【退職年金受給者との関係】が確認できますか。	<input type="checkbox"/>
添付する戸籍は【原本】（複写不可）ですか。	<input type="checkbox"/>

※退職年金受給者の死亡年月日が記載されている戸籍謄本については、請求者の戸籍謄本にて元議員の死亡及び元議員との関係が確認できる場合は添付不要です。

法定相続情報一覧図の写しを添付する場合	チェック欄✓
退職年金受給者の【死亡年月日】が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
【退職年金受給者との関係】が確認できますか。	<input type="checkbox"/>
添付する法定相続情報一覧図の写しは【原本】（複写不可）ですか。	<input type="checkbox"/>

### 《提出する書類について》

提出する書類	チェック欄✓
① 遺族年金決定請求書（第9号様式）	<input type="checkbox"/>
② 年金証書（添付がない場合は、請求書の該当欄への署名・捺印）	<input type="checkbox"/>
③ 請求者の現在の戸籍謄本（全部事項証明）又は法定相続情報一覧図の写し（複写不可）	<input type="checkbox"/>
④ 退職年金受給者の死亡年月日が記載されている戸籍謄本（全部事項証明）又は法定相続情報一覧図の写し（複写不可） ※③の書類にて、元議員の死亡及び元議員との関係が確認できる場合は添付不要です。	<input type="checkbox"/>

※その他、遺族認定のため必要に応じて書類を添付していただく場合があります。

### 《ご注意下さい》

- 書類を提出する前に、記入漏れや誤りはないか、もう一度ご確認ください。
- 遺族年金請求関係書類に記入不備、記載内容の相違がある場合、内容の確認または書類の再提出などにより、共済給付金の決定事務が遅延することがあります。

### 《提出先》

元議員が退職された議会にご提出ください。  
（議会事務局宛ての提出用封筒を同封しております。）